

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役社長 依 田 誠

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役11名選任の件
 - 第4号議案 監査役4名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、震災復興関連の為のインフラ復旧等を中心に国内需要は堅調に推移してきました。さらに昨年末の政権交代による経済、金融政策への期待感から円安、株高基調に転じるとともに、企業収益にも一部改善が見られるなど年度末にかけての景気は緩やかな回復基調へと転じました。

世界経済においても、米国では個人消費や住宅投資などが堅調に推移し、中国においても成長率鈍化が懸念される中、景気刺激策の効果などから景気の持ち直しが見られました。しかしながら、一方では中国における反日運動の影響や欧州における債務危機および経済情勢の悪化もあり、状況が大きく変化しながら経過しました。

このような経済状況の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、国内ではエコカー需要の増加や電力の全量買取制度などを背景に、新車用自動車電池や電源装置の販売が増加いたしました。しかしながら、欧州債務危機に起因する景気後退などにより欧州での販売が減少したこと、電気自動車向け車載用リチウムイオン電池の販売が減少したことなどにより、2,745億9百万円と、前連結会計年度に比べて109億24百万円減少（△3.8%）いたしました。

当連結会計年度の利益は、鉛電池を中心とした国内外の既存事業は堅調に推移いたしました。しかしながら、電気自動車向け車載用リチウムイオン電池の売上高の減少および償却費の増加などにより、営業利益は97億75百万円と、前連結会計年度に比べて62億55百万円減少（△39.0%）いたしました。これと同様に、経常利益は122億58百万円と、前連結会計年度に比べて57億32百万円減少（△31.9%）いたしました。当期純利益では、車載用リチウムイオン電池設備の減損損失を計上したことや税金費用および少数株主損益を計上したことにより、57億67百万円と、前連結会計年度に比べて59億65百万円減少（△50.8%）いたしました。

なお、当社グループは、ボーイング787型機に搭載した当社子会社製リチウムイオン電池の件に関しまして、諸機関における調査に全面的に協力対応し、現在関係当局およびエアラインより運航再開が発表されております。また、三菱自動車工業㈱が公表されました当社子会社製車載用リチウムイオン電池関係の事案に関しましても、早期解決に向けて総力をあげて原因究明およびその対応策に取り組んでおります。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

【報告セグメント】

[国内自動車電池]

売上高は、アイドリングストップ車用およびハイブリッド車用を中心に新車用鉛電池が順調に売上を伸ばしましたが、補修用鉛電池および自動車関連部品が伸び悩み、569億94百万円と、前連結会計年度に比べて34億37百万円減少（△5.7%）いたしました。セグメント損益は、売上の減少および主原料の変動もあり、39億31百万円と、前連結会計年度に比べて3億35百万円減少（△7.9%）いたしました。

[国内産業電池および電源装置]

売上高は、太陽光発電設備の需要が拡大したことや鉄道向けなどが好調に推移したこと、さらに前年は震災やタイの洪水の影響で落ち込んだ小型充電器の販売が、今年は回復したことなどにより、748億47百万円と、前連結会計年度に比べて40億97百万円増加（5.8%）いたしました。これに伴ない、セグメント損益は、108億13百万円と、前連結会計年度に比べて11億73百万円増加（12.2%）いたしました。

[海外]

売上高は、北米での販売は増加したものの、主に欧州での販売が減少したことにより、1,212億82百万円と、前連結会計年度に比べて13億6百万円減少（△1.1%）いたしました。一方でセグメント損益は、主原料の鉛相場下落などにより、63億80百万円と、前連結会計年度に比べて3億74百万円増加（6.2%）いたしました。

[リチウムイオン電池]

売上高は、主として電気自動車向けの販売数量の大幅な減少により、108億24百万円と、前連結会計年度に比べて103億82百万円減少（△49.0%）いたしました。セグメント損益は、売上高の減少に加え減価償却費負担などが増加した結果、112億49百万円の損失となり、前連結会計年度に比べて79億84百万円悪化いたしました。

これらの結果、報告セグメントの売上高は2,639億48百万円、セグメント利益は98億76百万円となりました。

[その他事業]

売上高は、主に施設照明の販売が減少したものの、衛星向け電池や特殊電池の販売が増加したことなどにより、105億61百万円と、前連結会計年度に比べて1億5百万円増加（1.0%）いたしました。全社費用等調整後のセグメント損益は、特殊電池の利益改善などにより、1億円の損失と、前連結会計年度に比べて5億16百万円改善いたしました。

[事業別売上高およびセグメント利益]

区 分		売上高		セグメント利益 または損失（△）
		金額	構成比	
報告セグメント	国内自動車電池	56,994百万円	— %	3,931百万円
	国内産業電池および電源装置	74,847	—	10,813
	海外	121,282	—	6,380
	リチウムイオン電池	10,824	—	△ 11,249
	小計	263,948	96.2	9,876
その他事業（注）	10,561	3.8	△ 100	
合計	274,509	100.0	9,775	

- (注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントおよびセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、照明事業等を含んでおります。
2. セグメント利益は、営業利益を指しております。

(2) 資金調達の状態

借入金等につきましては、車載用リチウムイオン電池関連の設備資金の一部を借入金で調達したことに
より前連結会計年度末に比べ155億50百万円増加し、716億74百万円となりました。

(3) 設備投資の状態

当連結会計年度において完成した主要設備

株式会社 リチウムエナジー ジャパン 生産活動を行なうための機械装置の新設等

株式会社ブルーエナジー 生産活動を行なうための機械装置の新設等

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状態

区 分	平成21年度 第6期	平成22年度 第7期	平成23年度 第8期	平成24年度 第9期(当期)
売上高(百万円)	247,224	272,514	285,434	274,509
当期純利益(百万円)	6,487	11,722	11,733	5,767
1株当たり当期純利益(円)	16.32	28.39	28.42	13.97
総資産(百万円)	236,804	247,446	278,426	290,368
純資産(百万円)	111,860	122,310	136,221	141,189

(5) 対処すべき課題

当社は、平成16年の日本電池株式会社と株式会社ユアサ コーポレーションの経営統合以来、企業理念である『革新と成長』を旗印に、全社一丸となり企業価値の向上に努めてまいりました。平成25年度は、統合後10年の節目の年に当たり、世界のお客様へ快適さと安心を提供するエネルギー・デバイス・カンパニー「新生GSユアサ」を目指して、事業領域と収益の拡大を推し進めてまいります。

当社グループを取り巻く経済環境は、米国経済が緩やかな回復基調となり、アジア経済も引き続き成長が期待できるものの、欧州経済の回復にはまだ時間がかかる模様で、全体としては先行きが不透明な状態が続くものと思われまます。

このような状況の中、当社が掲げる「既存事業の収益で新規事業を育成」という成長シナリオには些かの変更もございません。メーカーとして、ものづくりの基本に立ち、製品の品質向上と安全性の追求を事業運営における極めて重要な課題であると認識し、お客様視点での製品開発、サービスの提供に拘りをもって取り組んでまいります。

事業別では、自動車電池事業については、競争が激化する中、生産体制の整備、供給体制の最適化、徹底した原価低減によるコスト優位性を強化します。また、エコカー向け電池での高いポジションを確保することにより、シェアと収益の向上に取り組んでまいります。

産業電池電源事業については、省エネや低環境負荷社会への転換ニーズが高まる中、当社の果たすべき役割は大きいものと認識しております。既存の鉛蓄電池に加え、リチウムイオン電池を用いた電源システムを開発し、社会を支え、地球環境に貢献してまいります。

海外事業については、事業規模と収益の拡大を継続して追求してまいります。アジアでNo. 1 シェアを握る自動車用電池、二輪車用電池のプレゼンスをより強固にし、既存拠点を起点に、新たな新興地域においても積極的に展開してまいります。

新規事業として位置付けておりますリチウムイオン電池事業については、早期に黒字化させることが必須課題です。電気自動車の普及が遅れ、車載用リチウムイオン電池事業は厳しい状況が続いておりますが、当該需要は将来的には確実に伸びていくものと確信しております。また、通信、航空、鉄道、運輸など急速に拡大するさまざまな産業用途におきましても、事業部間の連携を強化し、ビジネスチャンスを実際に獲得してまいります。

当社といたしましては企業理念に掲げる「革新と成長」のもと総力を挙げてこれらの重要課題の達成にむけて、全力を傾注してまいりますので、株主の皆様方のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

事業内容	主要製品
国内自動車電池	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、自動車関連機器
国内産業電池および電源装置	据置用・車両用・電動車用・その他各種用途鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、ニッケル水素電池、整流器、汎用電源、その他各種電源装置
海外	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、据置用・電動車用鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、ニッケル水素電池
リチウムイオン電池	車載用・産業用リチウムイオン電池
その他	HID光源（水銀ランプ、高圧ナトリウムランプ、メタルハライドランプ）、各種照明器具、紫外線照射装置、遠紫外線応用光源装置、電池関連機器、電池製造設備、環境関連機器、移動体通信用電池、銀電池、その他各種用途電池

(7) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な営業所および工場（平成25年3月31日現在）

当 社	営 業 所	京都本社（京都市南区）、東京支社（東京都港区）
㈱ G S ユ ア サ	営 業 所	本社（京都市南区）、北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、東京支社（東京都港区）、中部支社（名古屋市中区）、関西支社（大阪市北区）、中国支社（広島市中区）、九州支社（福岡市中央区）
	工 場	京都（京都市南区）、長田野（京都府福知山市）、小田原（神奈川県小田原市）、群馬（群馬県伊勢崎市）
㈱ジーエス・ユアサ バ ッ テ リ ー	営 業 所	本社（東京都港区）、北海道支社（札幌市白石区）、東北支社（仙台市宮城野区）、関東支社（東京都墨田区）、中部支社（名古屋市昭和区）、関西支社（大阪市淀川区）、中四国支社（広島市西区）、九州支社（福岡市博多区）
㈱ジーエス・ユアサ テ ク ノ ロ ジ ー	営 業 所	本社（京都府福知山市）、東京（東京都港区）、京都（京都市南区）
	工 場	長田野（京都府福知山市）、京都（京都市南区）
㈱リチウムエナジー ジ ャ パ ン	営 業 所	本社（京都市南区）
	工 場	栗東（滋賀県栗東市）
㈱ブルーエナジー	営 業 所	本社（京都市南区）
	工 場	長田野（京都府福知山市）
台湾杰士電池工業股份有限公司	本 社	（台湾）
天津杰士電池有限公司	本 社	（中国）
湯浅蓄電池（順徳）有限公司	本 社	（中国）
Yuasa Battery Europe Ltd.	本 社	（英国）
Yuasa Battery, Inc.	本 社	（米国）
Century Yuasa Batteries Pty Ltd.	本 社	（豪州）
PT. Yuasa Battery Indonesia	本 社	（インドネシア）

- (注) 1. 当社は、平成24年5月1日付で東京本社を東京都港区芝公園一丁目7番13号に移転するとともに、その名称を東京支社と変更いたしました。
2. ㈱ジーエス・ユアサ バッテリーは、平成24年7月14日付で関東支社を東京都荒川区から東京都墨田区亀沢四丁目17番12号に移転いたしました。
3. ㈱リチウムエナジー ジャパンは、栗東工場の拡張に伴ない、当事業年度中に京都工場および草津工場の生産能力を栗東工場に集約いたしました。

② 企業集団の使用人の状況（平成25年3月31日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
12,599名	334名増

(8) 重要な子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) G S ユ ア サ	10,000 ^{百万円}	100.0%	蓄電池、電源装置、照明機器、特機の製造、販売
(株) ジーエス・ユアサ バッテリー	310 ^{百万円}	(100.0)%	蓄電池の販売
(株) ジーエス・ユアサ テクノロジー	480 ^{百万円}	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
(株) ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス	301 ^{百万円}	(100.0)%	出納事務請負、経理、決算事務請負、金融
(株) リチウムエナジー ジャパン	13,500 ^{百万円}	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株) ブルーエナジー	7,500 ^{百万円}	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株) ジーエス・ユアサ フィールディングス	54 ^{百万円}	(100.0)%	各種電池販売、電池据付工事およびメンテナンス
台湾杰士電池工業股份有限公司	902,824 ^{千NT\$}	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
天津杰士電池有限公司	287,166 ^{千元}	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
湯浅蓄電池(順徳)有限公司	213,999 ^{千元}	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Yuasa Battery Europe Ltd.	27,500 ^{千STG£}	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Yuasa Battery, Inc.	6,500 ^{US\$}	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Century Yuasa Batteries Pty Ltd.	15,600 ^{千A\$}	(50.0)%	蓄電池の製造、販売
PT. Yuasa Battery Indonesia	43,464 ^{百万RP}	(50.0)%	蓄電池の製造、販売

- (注) 1. () 内の数値は間接所有を示します。
2. 当社の連結子会社および持分法適用関連会社は、上記の各社を含めそれぞれ56社および23社であります。
3. (株)GSユアサは、平成24年4月1日付で(株)ジーエス・ユアサ パワーエレクトロニクスを吸収合併いたしました。
4. (株)ジーエス・ユアサ バッテリーは、平成25年1月18日付けで資本金を2,000百万円から310百万円に減少いたしました。

(9) 主要な借入先および借入額 (平成25年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,379 百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	5,387
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	2,900
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	3,300
(株) 京 都 銀 行	3,000

(10) その他の事項

三菱自動車工業(株)が、同社製品に搭載されている当社子会社の(株)リチウムエナジー ジャパン製車載用リチウムイオン電池に関する不具合の発生および原因調査結果を、平成25年3月27日および平成25年4月24日に公表されました。(株)リチウムエナジー ジャパンは、三菱自動車工業(株)が届け出準備を進めているリコールに対し、サプライヤーとしての対応が必要となっております。しかしながら、今後想定される当該リコールに伴ない(株)リチウムエナジー ジャパンが負担する費用等を合理的に見積ることは困難であり、経営成績および財政状態に与える影響は明らかではありません。

2. 株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 412,821,486株(自己株式 753,228株を除く。)
- (3) 株 主 数 54,385名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	17,684千株	4.28%
明 治 安 田 生 命 保 険 (株)	14,000	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	13,118	3.18
高 知 信 用 金 庫	11,334	2.75
日 本 生 命 保 険 (株)	11,181	2.71
ト ヨ タ 自 動 車 (株)	11,180	2.71
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	9,327	2.26
(株) 京 都 銀 行	7,740	1.87
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	7,354	1.78
(株) 三 井 住 友 銀 行	7,108	1.72

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数(412,821,486株)を基準に算出しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

氏 名	当社における地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
依 田 誠	※ 取締役社長、最高経営責任者（CEO）	㈱GSユアサ取締役社長
椎 名 耕 一	※ 専務取締役、海外事業・販売担当	㈱GSユアサ専務取締役
上 岡 伸 行	常務取締役、自動車電池事業担当	㈱GSユアサ常務取締役 ㈱リチウムエナジー ジャパン取締役社長
吉 村 秀 明	常務取締役、研究開発・環境・知財・技術担当	㈱GSユアサ常務取締役
西 田 啓	常務取締役、リチウムイオン電池事業・調達・鉛電池リサイクル担当	㈱GSユアサ常務取締役
倉 垣 雅 英	取締役、内部統制・人事・総務・リスク管理担当	㈱GSユアサ取締役
辰 巳 伸 治	取締役、産業電池電源事業担当	㈱GSユアサ取締役
沢 田 勝	取締役、リチウムイオン電池事業副担当	㈱GSユアサ取締役 ㈱ブルーエナジー取締役社長
中 川 敏 幸	取締役、経営戦略・広報・理財・情報システム担当、コーポレート室長	㈱GSユアサ取締役 ㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長
坊 本 亨	取締役、海外事業副担当	㈱GSユアサ取締役 台湾杰士電池工業股份有限公司代表董事長 湯浅蓄電池（順徳）有限公司董事長
小 西 弘 祐	取締役、生産担当	㈱GSユアサ取締役 ㈱ジーエス・ユアサ バッテリー取締役
村 尾 修	取締役、品質担当、技術副担当	㈱GSユアサ取締役 ㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役
川 西 次 郎	監査役（常勤）	㈱GSユアサ監査役 ㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス監査役
前 野 秀 行	監査役（常勤）	㈱GSユアサ監査役 ㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役
小 川 清	監査役（常勤）	㈱GSユアサ監査役 ㈱ジーエス・ユアサ バッテリー監査役
阿 部 清 司	監査役	弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士

- (注) 1. ※印は、当社における代表取締役であります。
2. 平成24年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、専務取締役 小野勝行、常務取締役 前野秀行、常務取締役 北村 昇、監査役 清水 正の各氏は辞任により退任いたしました。
3. 平成24年6月28日開催の定時株主総会および取締役会において、西田 啓氏が常務取締役に、坊本 亨、小西弘祐、村尾 修の各氏が取締役に、それぞれ選任および選定され、就任いたしました。
4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会において、新たに、前野秀行氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5. 監査役 川西次郎および監査役 阿部清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役 川西次郎および監査役 阿部清司の両氏を、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

7. 当事業年度において、次のとおり取締役の地位、担当および重要な兼職の異動がありました。

氏名	異動内容	異動年月日
上岡 伸行	㈱リチウムエナジー ジャパン取締役社長に就任	平成24年6月20日
	㈱ジーエス・ユアサ バッテリー取締役を退任	平成24年6月27日
吉村 秀明	研究開発・環境担当、技術副担当から研究開発・環境・知財・技術担当に変更	平成24年6月28日
西田 啓	㈱GSユアサ常務取締役に就任	平成24年6月27日
中川 敏幸	㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役に就任	平成24年6月27日
	経営戦略・広報担当、理財副担当から経営戦略・広報・理財・情報システム担当に変更	平成24年6月28日
坊本 亨	㈱GSユアサ取締役に就任	平成24年6月27日
	海外事業副担当に就任	平成24年6月28日
	湯浅蓄電池（順徳）有限公司董事長に就任	平成24年6月29日
小西 弘祐	㈱GSユアサ取締役に就任	平成24年6月27日
	㈱ジーエス・ユアサ バッテリー取締役に就任	平成24年6月27日
	生産担当に就任	平成24年6月28日
村尾 修	㈱GSユアサ取締役に就任	平成24年6月27日
	㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役に就任	平成24年6月27日
	品質担当、技術副担当に就任	平成24年6月28日
前野 秀行	㈱GSユアサ監査役に就任	平成24年6月27日
	㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役に就任	平成24年6月27日

8. 監査役 川西次郎氏は、昭和49年4月から平成15年3月まで通算29年にわたり三井信託銀行㈱（現 三井住友信託銀行㈱）において銀行業務に従事し、また監査役 阿部清司氏は弁護士業務を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち、社外取締役)	15名 (-)	127百万円 (-)
監査役 (うち、社外監査役)	5 (2)	46 (19)
合計 (うち、社外役員)	20 (2)	173 (19)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額10百万円以内と決議いただいております。
 3. 上記のほか、当事業年度に退任した取締役3名に対し退職慰労金86百万円、監査役1名に対し退職慰労金14百万円を支給しております。
 4. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役15名に対して総額293百万円、監査役4名に対して総額35百万円（うち、社外監査役1名 11百万円）が支給されております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席状況

氏名	取締役会（22回開催）	監査役会（25回開催）
	出席回数	出席回数
監査役 川西次郎	22回	25回
監査役 阿部清司	22	25

② 取締役会および監査役会における発言状況

監査役 川西次郎氏は、主に金融機関における経験に基づいて、また監査役 阿部清司氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、それぞれ発言し、意見、提言を行なっております。

③ 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

イ. 監査役 川西次郎氏は、(株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービスの監査役を兼務しております。いずれの法人も当社の連結子会社であります。

ロ. 監査役 阿部清司氏は、弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士であります。なお、当社と当該法人との間には重要な取引関係等はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。監査役会が会計監査人を解任した場合は、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会社都合による場合のほか、当社監査役会が、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断し、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任・不再任」を株主総会に付議することを取締役会に請求したときは、取締役会は当該議案を株主総会に上程いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人が法令および定款を遵守するために行動規範を基に定めたコンプライアンスのためのマニュアルを当社グループの全社員に周知する。
 - ② 当社グループのコンプライアンス推進体制を構築し、コンプライアンスの徹底を図る。なお、当社グループとは、当社ならびに「会社法」および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の定めに基づく当社の子会社、関連会社をいう（以下、同じ）。
 - ③ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
 - ④ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、情報収集および是正の早期化を図る。
 - ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
 - ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 関係会社管理規則およびグループ稟議制度により当社グループにおける業務が適正に行なわれる体制を整備する。
 - ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、グループ全体の法令および社則の遵守等の業務の適正の確保を推進する。
 - ③ 当社の内部監査部門は、当社および当社子会社の内部監査を実施する。
 - ④ 当社および当社子会社は、その財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備し、運用する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項を速やかに監査役会に報告する。
- ① 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ③ その他監査役が求めた事項
- (9) その他監査役による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 取締役社長は、監査役会と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役会と必要に応じて意見交換を実施する。
 - ② 内部監査部門は、監査役との連係を密にする。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、②リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、③長年の実績ならびに上記①および②の技術力を背景に、仕入先、販売先等、関

係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、④当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維持・伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大規模な買付けを行なう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 具体的な取り組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、2004年の設立以来、企業理念である『革新と成長』のもと、コアテクノロジーである蓄電池技術をベースとした製品開発、次世代技術の開発、国際競争力の強化および経営革新と経営効率化を推進し、グローバル企業として絶え間ない成長を目指してまいりました。当社は、上記企業理念のもと、引き続き、既存事業の収益力を強化し、海外事業およびリチウムイオン電池事業の拡大を推し進め、社会、環境に貢献するグローバルな高収益企業グループを形成していくことが、企業価値の向上、株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

そこで、当社は、2009年5月14日に、第一次中期経営計画の成果を経営基盤として長期的な視点に立ち、成長に大きく踏み出すための方針として、事業環境が不透明な2009年度は事業基盤を固め、成長への準備を進める年度とし、2010年度から2012年度の3ヵ年を対象とする第二次中期経営計画を策定いたしました。さらに、2010年11月11日に直近の業績の状況等を踏まえ第二次中期経営計画の数値目標を見直しました。

第二次中期経営計画の中では、(i) リチウムイオン電池事業の育成、(ii) 海外事業の拡大、(iii) 既存事業の収益力強化、(iv) グループ全体の経営課題の実践を基本方針として掲げ、当社が今後も持続的に企業価値を確保、向上させていくために、企業価値の源泉を最大限に活用し、中長期的な観点に立ち、第二次中期経営計画の経営目標の達成を目指してまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2011年5月12日開催の取締役会において、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、現行プランを一部改訂した当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、株主総会において承認されることを条件に継続的に導入することを決議し、2011年6月29日開催の定時株主総会において、本プランを導入することの承認を得ました。

本プランは、当社の企業価値、株主共同の利益が不適切な買付等により毀損されることがないように、当社株式に対する買付等が行なわれる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報

の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行なう期間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行なっていくための手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行なうなど、買付者等による買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、企業価値評価委員会規則に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会の判断を経ることとしています。

これに加えて、企業価値評価委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合等一定の場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとしています。

こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

（ご参考）

なお、上記のとおり、本プランの有効期限は本定時株主総会の終結の時までとされているため、本プランは、本定時株主総会の終結の時をもって失効することになりますが、この本プランの失効に先立ち、当社は、平成25年5月22日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、本プランを一部改訂のうえ、かかる取り組みを継続的に導入することを決定し、同日付でその詳細を公表いたしました。この改訂プランの内容につきましては、本招集通知に添付の株主総会参考書類第6号議案の2、「提案の内容」（本招集通知35頁から47頁）をご参照ください。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)①に記載した企業価値向上のための取り組みは、当社の企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するも

ので、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主
の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主
の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、株主共同の利
益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、(i)買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること、(ii)本プランの
導入や発動の是非について、株主意思を重視するものであること、加えて有効期間が2年間と定められて
いるうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることから本プランの消長には
株主の意向が反映されること、(iii)独立性の高い社外者によって構成される企業価値評価委員会を設置し、
本プランの発動に際しては必ず企業価値評価委員会の判断を経ることが必要であるとしていることや、予
め合理的な客観的要件が設定されていることにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための
仕組みを確保していること、(iv)企業価値評価委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることがで
き、また、企業価値評価委員会の判断の概要については情報開示をすることとして、企業価値評価委員会
の判断の公正さ、客観性および透明性が担保される仕組みを確保していること、(v)本プランは、デッド
ハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないことなどにより、その公正性、客観性が担保さ
れており、高度の合理性を有し、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 お よ び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(290,368)	(負 債 の 部)	(149,179)
流 動 資 産	128,703	流 動 負 債	98,504
現金および預金	11,223	支払手形および買掛金	27,104
受取手形および売掛金	62,239	設備関係支払手形	1,368
商品および製品	24,666	短期借入金	37,684
仕掛品	10,110	コマーシャル・ペーパー	4,000
原材料および貯蔵品	8,172	未払金	13,795
繰延税金資産	2,962	未払法人税等	2,495
その他の	9,651	役員賞与引当金	27
貸倒引当金	△ 324	その他の	12,027
固 定 資 産	161,650	固 定 負 債	50,674
有形固定資産	115,037	長期借入金	29,990
建物および構築物	47,357	退職給付引当金	6,775
機械装置および運搬具	29,682	役員退職慰労引当金	63
土地	20,762	リース債務	2,987
建設仮勘定	11,671	繰延税金負債	4,048
リース資産	3,121	再評価に係る繰延税金負債	1,218
その他の	2,440	その他の	5,590
無形固定資産	2,347	(純 資 産 の 部)	(141,189)
リース資産	636	株 主 資 本	122,559
その他の	1,711	資 本 金	33,021
投資その他の資産	44,265	資 本 剰 余 金	54,880
投資有価証券	37,271	利 益 剰 余 金	34,974
繰延税金資産	1,257	自 己 株 式	△ 315
その他の	6,306	その他の包括利益累計額	2,792
貸倒引当金	△ 571	その他有価証券評価差額金	6,987
繰延資産	14	繰延ヘッジ損益	△ 62
資 産 合 計	290,368	土地再評価差額金	1,427
		為替換算調整勘定	△ 5,559
		少 数 株 主 持 分	15,836
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	290,368

連結損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		274,509
売上原価		214,159
売上総利益		60,350
販売費および一般管理費		50,575
営業利益		9,775
営業外収益		
受取利息および配当金	405	
持分法による投資利益	2,843	
為替差益	303	
その他	1,087	4,639
営業外費用		
支払利息	1,430	
その他	725	2,156
経常利益		12,258
特別利益		
固定資産売却益	366	
国庫補助金受贈益	5,769	
その他	49	6,185
特別損失		
固定資産除却損	385	
固定資産売却損	32	
固定資産圧縮損	5,769	
投資有価証券評価損	28	
減損損	2,661	
その他	1,276	10,153
税金等調整前当期純利益		8,290
法人税、住民税および事業税	5,559	
法人税等調整額	2,579	8,139
少数株主損益調整前当期純利益		151
少数株主損失		△ 5,615
当期純利益		5,767

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
平成24年4月1日残高	33,021	54,880	32,516	△ 312	120,105
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 3,302		△ 3,302
当期純利益			5,767		5,767
自己株式の取得				△ 3	△ 3
合併による増加			20		20
土地再評価差額金の取崩			△ 27		△ 27
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					—
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,457	△ 3	2,454
平成25年3月31日残高	33,021	54,880	34,974	△ 315	122,559

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益 累 計 額 合 計		
平成24年4月1日残高	5,365	68	1,400	△ 11,812	△ 4,978	21,094	136,221
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					—		△ 3,302
当期純利益					—		5,767
自己株式の取得					—		△ 3
合併による増加					—		20
土地再評価差額金の取崩					—		△ 27
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	1,621	△ 130	27	6,253	7,771	△ 5,257	2,514
当連結会計年度中の変動額合計	1,621	△ 130	27	6,253	7,771	△ 5,257	4,968
平成25年3月31日残高	6,987	△ 62	1,427	△ 5,559	2,792	15,836	141,189

貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 お よ び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(151,657)	(負 債 の 部)	(33,402)
流 動 資 産	71,135	流 動 負 債	20,274
現金 お よ び 預 金	30	短 期 借 入 金	2,166
売 掛 金	326	1年以内返済予定の長期借入金	13,784
未 収 入 金	381	コマーシャル・ペーパー	4,000
関係会社短期貸付金	70,298	未 払 金	138
繰 延 税 金 資 産	21	未 払 費 用	38
そ の 他	77	そ の 他	146
固 定 資 産	80,521	固 定 負 債	13,128
有 形 固 定 資 産	0	長 期 借 入 金	12,916
工具、器具および備品	0	長 期 未 払 金	164
無 形 固 定 資 産	0	繰 延 税 金 負 債	48
ソ フ ト ウ ェ ア	0	(純 資 産 の 部)	(118,255)
投 資 そ の 他 の 資 産	80,521	株 主 資 本	118,167
投資有価証券	708	資 本 金	33,021
関係会社株式	79,722	資 本 剰 余 金	79,336
そ の 他	90	資 本 準 備 金	79,336
		利 益 剰 余 金	6,125
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,125
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,125
		自 己 株 式	△ 315
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	87
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	87
資 産 合 計	151,657	負 債 お よ び 純 資 産 合 計	151,657

損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		4,800
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		912
営 業 利 益		3,887
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	1,318	
そ の 他	107	1,426
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	451	
そ の 他	198	650
経 常 利 益		4,663
税 引 前 当 期 純 利 益		4,663
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	485	
法 人 税 等 調 整 額	6	491
当 期 純 利 益		4,171

株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
			繰 越 利 益 剰 余 金		
平成24年4月1日残高	33,021	79,336	5,256	△ 312	117,301
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 3,302		△ 3,302
当 期 純 利 益			4,171		4,171
自 己 株 式 の 取 得				△ 3	△ 3
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					—
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	869	△ 3	865
平成25年3月31日残高	33,021	79,336	6,125	△ 315	118,167

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	
平成24年4月1日残高	64	117,366
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△ 3,302
当 期 純 利 益		4,171
自 己 株 式 の 取 得		△ 3
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	22	22
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	22	888
平成25年3月31日残高	87	118,255

(注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村幸彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦宏和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村幸彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦宏和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、内部統制室、監査室および有限責任監査法人 トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月15日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 川 西 次 郎 ㊞

監査役(常勤) 前 野 秀 行 ㊞

監査役(常勤) 小 川 清 ㊞

監 査 役 阿 部 清 司 ㊞

(注) 監査役 川西次郎および阿部清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと考えておりますが、それと同時に配当は原則として、連結の業績動向を踏まえ、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

当事業年度の連結業績は、事業報告に記載いたしましたとおり、当社を取り巻く経営環境は厳しく、非常に不本意な結果となりました。

第9期の期末配当につきましては、当事業年度の連結業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、誠に遺憾ながら以下のとおり、前期より2円減額し、1株につき6円といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,476,928,916円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第3条（目的）につきまして、事業目的を追加するとともに、号数の繰り下げを行なうものであります。

(2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任を一層明確にし、株主総会における株主の信任の機会を増やすため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）について、所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第3条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること、ならびに次の事業を営むことを目的とする。	（目 的） 第3条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>1. ～ 30. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>31. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第4条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、その際在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>1. ～ 30. (現行どおり)</p> <p><u>31. 発電および電気の供給、販売ならびにこれらに関連する電気機器、部分品、付属品の製造、販売</u></p> <p><u>32. 発電に係る設備の設置、運用および保守管理業務</u></p> <p><u>33. 発電に係るコンサルティング業</u></p> <p><u>34. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第4条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役12名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社株式の数
1	よ だ まこと 依 田 誠 (昭和25年1月24日生)	昭和47年3月 日本電池(株)(現 株GSユアサ)入社 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年4月 当社常務取締役 平成16年6月 株ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 株GSユアサ)取締役社長(現任) 平成17年6月 当社専務執行役員 平成18年6月 当社取締役社長(現任) 平成19年10月 当社最高経営責任者(CEO)(現任) [重要な兼職の状況] 株GSユアサ取締役社長	31,682株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	しいな こういち 椎名 耕一 (昭和25年10月16日生)	昭和50年4月 湯浅電池㈱(現 ㈱G Sユアサ)入社 平成17年6月 当社常務執行役員 ㈱ジーエス・ユアサ インターナショナル(現 ㈱G Sユアサ)取締役社長 平成18年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役(現任) 平成22年4月 ㈱G Sユアサ専務取締役(現任) 平成22年6月 当社販売担当(現任) 平成23年6月 当社海外事業担当(現任) [重要な兼職の状況] ㈱G Sユアサ専務取締役	28,310株
3	よしむら ひであき 吉村 秀明 (昭和25年3月9日生)	昭和48年4月 湯浅電池㈱(現 ㈱G Sユアサ)入社 平成18年6月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役、研究開発・環境担当(現任) ㈱ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 ㈱G Sユアサ)取締役 平成23年6月 当社常務取締役(現任) ㈱G Sユアサ常務取締役(現任) 平成24年6月 当社知財・技術担当(現任) [重要な兼職の状況] ㈱G Sユアサ常務取締役	20,254株
4	にしだ けい 西田 啓 (昭和29年7月8日生)	昭和52年4月 日本電池㈱(現 ㈱G Sユアサ)入社 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役、調達・鉛電池リサイクル担当(現任) 平成22年4月 ㈱G Sユアサ取締役 平成22年6月 当社リチウムイオン電池事業担当(現任) 平成24年6月 当社常務取締役(現任) ㈱G Sユアサ常務取締役(現任) [重要な兼職の状況] ㈱G Sユアサ常務取締役	11,103株
5	くらがき まさひで 倉垣 雅英 (昭和30年3月28日生)	昭和54年4月 日本電池㈱(現 ㈱G Sユアサ)入社 平成19年6月 ㈱ジーエス・ユアサ ビジネスサポート(現 ㈱G Sユアサ)取締役社長 平成21年6月 当社取締役(現任)、内部統制・人事・総務・リスク管理担当(現任) ㈱ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 ㈱G Sユアサ)取締役(現任) [重要な兼職の状況] ㈱G Sユアサ取締役	87,827株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	たつみ しんじ 辰巳 伸治 (昭和26年8月18日生)	昭和49年4月 湯浅電池㈱(現 ㈱G Sユアサ)入社 平成21年6月 当社執行役員 ㈱ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 ㈱G Sユアサ) 取締役(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)、産業電池電源事業担当(現任) [重要な兼職の状況] ㈱G Sユアサ取締役	11,830株
7	さわだ まさる 沢田 勝 (昭和32年2月18日生)	昭和55年4月 日本電池㈱(現 ㈱G Sユアサ)入社 平成19年6月 ㈱ジーエス・ユアサ バッテリー取締役社長 平成20年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任)、リチウムイオン電池事業副担当(現任) ㈱G Sユアサ取締役(現任) [重要な兼職の状況] ㈱G Sユアサ取締役 ㈱ブルーエナジー取締役社長	9,926株
8	なか がわ とし ゆき 中川 敏幸 (昭和32年4月12日生)	昭和56年4月 日本電池㈱(現 ㈱G Sユアサ)入社 平成21年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任)、経営戦略・広報担当(現任) 当社コーポレート室長(現任) ㈱G Sユアサ取締役(現任) 平成24年6月 当社理財・情報システム担当(現任) ㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] ㈱G Sユアサ取締役 ㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長	14,813株
9	ぼう もと とおる 坊本 亨 (昭和27年10月31日生)	昭和50年4月 湯浅電池㈱(現 ㈱G Sユアサ)入社 平成19年6月 ㈱ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 ㈱G Sユアサ)執行役員 平成24年6月 当社取締役(現任)、海外事業副担当(現任) ㈱G Sユアサ取締役(現任) [重要な兼職の状況] ㈱G Sユアサ取締役 台湾杰士電池工業股份有限公司代表董事長 湯浅蓄電池(順徳)有限公司董事長	30,933株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
10	にしひろすけ 小西弘祐 (昭和32年2月26日生)	昭和55年4月 日本電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 平成21年6月 ㈱ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 ㈱GSユアサ)執行役員 平成24年6月 当社取締役(現任)、生産担当(現任) ㈱GSユアサ取締役(現任) ㈱ジーエス・ユアサ バッテリー取締役(現任) [重要な兼職の状況] ㈱GSユアサ取締役 ㈱ジーエス・ユアサ バッテリー取締役	9,132株
11	むらお おさむ 村尾 修 (昭和35年1月15日生)	昭和57年4月 日本電池㈱(現 ㈱GSユアサ)入社 平成23年6月 ㈱GSユアサ 理事 平成24年6月 当社取締役(現任)、品質担当(現任)、技術副担当(現任) ㈱GSユアサ取締役(現任) ㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役(現任) [重要な兼職の状況] ㈱GSユアサ取締役 ㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役	8,090株

- (注) 1. 取締役候補者 沢田 勝氏が取締役社長に就任しております(㈱ブルーエナジーにつきましては、当社の営業の部類に属する取引を行っております)。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役4名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まえのひでゆき 前野秀行 (昭和25年8月6日生)	昭和48年4月 ㈱三菱銀行(現 ㈱三菱東京UFJ銀行)入行 平成14年6月 千歳興産㈱常務取締役 平成15年9月 日本電池㈱(現 ㈱GSユアサ)顧問 平成15年12月 同社常務取締役 平成16年4月 当社常務取締役 平成17年10月 ㈱ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長 平成20年6月 ㈱ジーエス・ユアサ ライティング(現 ㈱GSユアサ)取締役社長 平成24年6月 当社監査役(常勤)(現任) ㈱GSユアサ監査役(現任) ㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役(現任) [重要な兼職の状況] ㈱GSユアサ監査役 ㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役	15,994株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	※ おちあいしんじ 落合伸二 (昭和31年1月1日生)	昭和53年4月 三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))入行 平成11年10月 同行豊橋支店長 平成13年5月 中央三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))審査第二部長 平成15年10月 同行総務部長兼三井トラスト・ホールディングス(株)(現 三井住友トラスト・ホールディングス(株))総務部長 平成18年7月 中央三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))執行役員業務管理部長 平成19年4月 同行執行役員リスク統括部長 平成20年3月 同行執行役員内部監査部長兼中央三井トラスト・ホールディングス(株)内部監査部長 平成22年6月 中央三井トラスト・ホールディングス(株)(現 三井住友トラスト・ホールディングス(株))常務取締役内部監査部長 平成23年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役常務執行役員 平成25年4月 同社取締役(現任)	0株
3	おがわきよし 小川清 (昭和26年9月22日生)	昭和50年4月 湯浅電池(株)(現 株G Sユアサ)入社 平成20年4月 株ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役 平成21年6月 株ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 株G Sユアサ)執行役員 平成23年6月 当社監査役(常勤)(現任) 株G Sユアサ監査役(現任) 株ジーエス・ユアサ バッテリー監査役(現任) [重要な兼職の状況] 株G Sユアサ監査役 株ジーエス・ユアサ バッテリー監査役	12,587株
4	あべせいじ 阿部清司 (昭和32年10月1日生)	昭和63年3月 司法修習終了 昭和63年4月 弁護士登録 淀屋橋法律事務所(現 弁護士法人淀屋橋法律事務所)入所 平成5年1月 淀屋橋法律事務所(現 弁護士法人淀屋橋法律事務所)パートナー就任 平成21年1月 弁護士法人淀屋橋法律事務所設立に伴ない同法人運営委員就任(現任) 平成21年6月 当社監査役(現任) [重要な兼職の状況] 弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士	1,898株

(注) 1. ※印は、新任候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 監査役候補者 落合伸二氏および阿部清司氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者とした理由等は以下のとおりであります。

落合伸二氏は、中央三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))における内部監査業務の経験、また中央三井トラスト・ホールディングス(株)(現 三井住友トラスト・ホールディングス(株))における企業集団経営の経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しており、阿部清司氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い識見から、それぞれ当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。なお、阿部清司氏は、多数の会社の企業法務案件

に關与されてきた経験から、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。

5. 監査役候補者 落合伸二氏が取締役を務めている三井住友トラスト・ホールディングス(株)の傘下銀行である中央三井アセット信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))は、その投資一任業務に関し、社員の行為によるインサイダー取引規制違反があったとして、金融庁から課徴金納付命令を受けました。同氏は、日頃から法令遵守の視点に立って同社取締役会の業務を遂行しており、本件に関しても事実関係の徹底究明調査および再発防止の策定に参画し、コンプライアンスの再徹底について確認を行ないました。
6. 監査役候補者 阿部清司氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、阿部清司氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、平成21年6月26日開催の第5期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 植田竜二氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	(略 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社株式の数
※ たきもと しんご 瀧本 慎吾 (昭和21年6月5日生)	昭和44年4月 (株)島津製作所入社 平成10年6月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役 平成18年6月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社顧問 (株)島津総合科学研究所取締役社長 平成23年6月 日本輸送機(株)(現 ニチュ三菱フォークリフト(株))社外監査役(現任) 平成25年4月 (株)島津総合サービス顧問(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 瀧本慎吾氏を補欠監査役候補者とした理由等は以下のとおりであります。
瀧本慎吾氏は、(株)島津製作所、(株)島津総合科学研究所において取締役、ならびに日本輸送機(株)(現 ニチュ三菱フォークリフト(株))において監査役の経験を有されており、当社の監査役に就任された場合には、適切に職務を遂行していただけるものと考えております。
4. 補欠監査役候補者 瀧本慎吾氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入の件

当社は、第7期事業年度に係る平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、有効期間を同株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行プラン」といいます。）を継続的に導入いたしました。当社は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策のあり方につき、その後も検討を進めてまいりました。

そこで、現行プランの失効に先立ち、当社は、平成25年5月22日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、現行プランを一部改訂し、継続的に導入することを決定いたしました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

つきましては、本プランの継続的導入について、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 提案の理由

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、②リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、③長年の実績ならびに上記①および②の技術力を背景に、

仕入先、販売先等、関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、④当社の企業理念を十分理解し、高度な技術力を維持伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大規模な買付けを行なう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値、株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付けが行なわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模な買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行なうことなどを可能とする仕組みが必要不可欠であると判断いたしました。

2. 提案の内容

(1) 本プランの発動、不発動に係る手続

① 対象となる買付け等

本プランは、以下イ、またはロ、に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（注1）（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下、「買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。買付け等を行なおうとする者（以下、「買付け者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくことといたします。

イ、当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付けその他の取得

ロ、当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行なう者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の提出

買付け者等は、買付け等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付け者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または記名捺印を行なった代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付け者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国

内における連絡先および企図されている買付け等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記③に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

③ 買付け者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付け者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付け者等に対して交付いたします。買付け者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、以下の各号に定める買付け等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称いたします。）を提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価委員会に提供するものといたします。企業価値評価委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付け者等に対し、適宜回答期限を定めたいえ、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付け者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

イ. 買付け者等およびそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等）を含みます。）

ロ. 買付け等の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額、種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

ハ. 買付け等の価額およびその算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその算定根拠等を含みます。）

ニ. 買付け者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意および買付け者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

ホ. 買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

ヘ. 買付け者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。）

ト. 買付け等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

チ. 買付け等の後における当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

リ. 買付け者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策

ヌ. 反社会的勢力との関係に関する情報

ル. その他企業価値評価委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値評価委員会は、買付け者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付け等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付け者等と協議、交渉等を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記⑤イ. 記載のとおり、当社取締役会に対して、当該買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件およ

び当社が当該買付け者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告いたします。

④ 買付け等の内容の検討、買付け者等との交渉、代替案の検討

イ. 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価委員会は、買付け者等から買付説明書および企業価値評価委員会が追加的に提供を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行なうために、当社取締役会に対しても、企業価値評価委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内といたします。）に買付け者等の買付け等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものといたします。以下同じ。）、その根拠資料および代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

ロ. 企業価値評価委員会による検討作業

買付け者等および（当社取締役会に対して上記イ. のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したのものも含まれます。）の提供が充分になされたら企業価値評価委員会が認めた場合、企業価値評価委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記⑤ハ. に記載するところに従い、企業価値評価委員会は当該期間の延長、再延長をその決議をもって行なうことができるものとし、以下、「企業価値評価委員会検討期間」といいます。）を設定いたします。

企業価値評価委員会は、企業価値評価委員会検討期間内において買付け者等および当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上の観点から、買付け者等の買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付け者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行ないます。また、企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から当該買付け等の内容を改善させるために、当該買付け者等と協議、交渉を行なうものとし、また、株主の皆様に対して当社取締役会の代替案の提示等を行なうものとしたします。

買付け者等は、企業価値評価委員会が、企業価値評価委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしたします。なお、買付け者等は、企業価値評価委員会検討期間が終了するまでは、買付け等を行なうことはできないものとしたします。

企業価値評価委員会の判断が、当社の企業価値、株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしたします。買付け者等は、企業価値評価委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしたします。

ハ. 株主に対する情報開示

企業価値評価委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち、企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行ないます。

⑤ 企業価値評価委員会における判断方法

企業価値評価委員会は、買付け者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行なうものいたします。なお、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して下記イ. およびハ. に定める勧告または決議をした場合、その他企業価値評価委員会が適切と考える場合には、企業価値評価委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他企業価値評価委員会が適切と判断する事項（下記ハ. に従い、企業価値評価委員会検討期間を延長、再延長する旨の決議を行なう場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行ないます。

イ. 企業価値評価委員会が本プランの発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付け者等の買付け等の内容の検討、買付け者等との協議、交渉の結果、買付け者等による買付け等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合、企業価値評価委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきことを勧告いたします。なお、企業価値評価委員会は、買付け等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日まで、本新株予約権の無償取得を行なうべき新たな勧告を行なうことができるものといたします。

(i) 当該勧告後に買付け者等が買付け等を撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付け者等による買付け等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

ロ. 企業価値評価委員会が本プランの不発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付け者等の買付け等の内容の検討、買付け者等との協議、交渉の結果、買付け者等による買付け等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、企業価値評価委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告いたします。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付け者等による買付け等が下記(2)「本

新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき新たな勧告を行なうことができるものといえます。

ハ. 企業価値評価委員会が企業価値評価委員会検討期間の延長を行なう場合

企業価値評価委員会が、当初の企業価値評価委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、企業価値評価委員会は、当該買付け者等の買付内容の検討、当該買付け者等との協議、交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、企業価値評価委員会検討期間を延長する旨の決議を行ないます（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行なう場合においても同様の手続によるものといえます。）。

上記延長の決議により企業価値評価委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行なうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうよう最大限努めるものといえます。

⑥ 株主意思確認総会の招集、取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行なうものといえます。

ただし、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記⑤イ. に従い、企業価値評価委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付け等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会（その定足数等は、会社法および当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとし、以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものといえます。当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行なうものといえます。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。買付け者等ならびにその共同所有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行なうまでの間、買付け等を実行してはならないものといえます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行なった場合、または株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決定を行なった場合には、速やかに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動、不発動に係る手続」⑤のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず企業価値評価委員会の判断を経ることになります。

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付け等であり（買付け等の内容を判断するために合理的に必要なとされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

- ① 以下に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
 - イ. 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ロ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付け者等の利益を実現する経営を行なうような行為
 - ハ. 当社の資産を買付け者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ② 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付け等である場合
 - ③ 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行なうことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
 - ④ 買付け等の経済的条件（対価の価額、種類、買付け等の時期、支払時期、支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付け等である場合
 - ⑤ 買付け者等の提案（買付け等の経済的条件のほか、買付け等の適法性、実現可能性、買付け等後の経営方針または事業計画、買付け等後における当社の株主（買付け者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な既存の電池電源事業分野等における高い技術力や環境対応型社会に即した次世代電池における高度な技術開発力、かかる技術力を背景に醸成された取引先や海外合弁パートナーとの間の信頼関係や競争力、これらを支える当社グループの従業員との関係や当社のブランド価値、または企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値、株主共同の利益に重大な悪影響をもたらすおそれのある買付け等である場合
- (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下、単に「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除いたします。）に相当する数といたします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日といたします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株といたします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額といたします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間といたします。ただし、下記⑨ロ．に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までといたします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者（注10）、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者（注11）、(iv) 特定大量買付け者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（注12）（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付け者等」と総称します。）は、一定の例外事由（注13）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

イ．当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもつ

て、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

ロ. 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付け者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付け者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様といたします。

ハ. 本新株予約権の取得に関する事項については、相当性の観点から適切と考えられる場合、本新株予約権無償割当て決議においてイ. およびロ. 以外の事項を定めることがあります。ただし、特定買付け者等が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行なわないことといたします。

- ⑩ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。
- ⑪ 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。
- ⑫ その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

(4) 本プランの有効期間

本定時株主総会において本プランが株主の皆様により承認された場合、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

(5) 本プランの廃止および変更等

本プランの継続的導入後、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められ、本定時株主総会における本プランの承認決議の趣旨に反しない場合には、企業価値評価委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、誤字脱字の修正等形式的な修正、変更の場合を除き、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

(6) 企業価値評価委員会の設置

当社は、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として、企業価値評価委員会を設置いたします。本プランの継続的導入時点における企業価値評価委員会の委員は、当社社外監査役1名および社外有識者2名から構成されます（企業価値評価委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1.「企業価値評価委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの継続的導入時点における企業価値評価委員会の委員は別紙2.「企業価値評価委員会委員就任予定者略歴」のとおりです。）。

実際に買付け等がなされる場合には、上記(1)「本プランの発動、不発動に係る手続」に記載したとおり、企業価値評価委員会が、当該買付け等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行なうことといたします。ただし、当社取締役会は、(i)上記(1)⑥イ. に従い、企業価値評価委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付け等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、企業価値評価委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものといたします。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成25年5月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

以 上

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り、本議案において同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

- (注10) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注11) 「特定大量買付け者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注書において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注書において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付け者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注13) 具体的には(x)買付け者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付け等を中止もしくは撤回または爾後買付け等を実施しないことを誓約するとともに、買付け者等その他の特定買付け者等が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付け者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付け者等やその共同保有者以外の特定買付け者等についても当該買付け者等の共同保有者とみなして算定を行なうものとし、また、特定買付け者等の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合（以下、「特定買付け者等株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付け等の前における特定買付け者等株券等保有割合、または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行なった買付け者等その他の特定買付け者等は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる特定買付け者等による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

企業価値評価委員会規則の概要

1. 企業価値評価委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 企業価値評価委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、就任に際し、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で書面により締結した者でなければならない。
3. 企業価値評価委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議によって別段の定めをしたときはこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった企業価値評価委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、企業価値評価委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行なう（ただし、(1)に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、企業価値評価委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - (3) その他当社取締役会が企業価値評価委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項を行なう。
 - (1) 本プランの対象となる買付け等への該当性の判断
 - (2) 買付け者等および当社取締役会が企業価値評価委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - (3) 買付け者等の買付け等の内容の精査、検討
 - (4) 自らまたは当社取締役会等を通じた買付け者等との交渉、協議
 - (5) 代替案の提出の要求、代替案の検討
 - (6) 企業価値評価委員会検討期間の延長、再延長
 - (7) 本プランの修正または変更に係る承認
 - (8) その他本プランにおいて企業価値評価委員会が行なうことができると定められた事項
 - (9) 当社取締役会が別途企業価値評価委員会が行なうことができるものと定めた事項

6. 企業価値評価委員会は、買付け者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提供するように求める。また、企業価値評価委員会は、買付け者等から買付説明書および企業価値評価委員会が追加的に提供を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付け者等の買付け等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するように要求することができる。
7. 企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付け者等の買付け等の内容を改善させるために、買付け者等と協議、交渉を行なうものとし、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示等を行なうものとする。
8. 企業価値評価委員会は、必要な情報収集を行なうため、当社または当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、従業員その他企業価値評価委員会が必要と認める者の出席を要求し、企業価値評価委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
10. 各企業価値評価委員会委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも企業価値評価委員会を招集することができる。
11. 企業価値評価委員会の決議は、原則として、企業価値評価委員会の委員全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、企業価値評価委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうことができる。

以 上

別紙 2.

企業価値評価委員会委員就任予定者略歴

阿部清司（あべ せいじ）氏

昭和63年 3月 司法修習終了

昭和63年 4月 弁護士登録 淀屋橋法律事務所（現 弁護士法人淀屋橋法律事務所）入所

平成 5年 1月 淀屋橋法律事務所（現 弁護士法人淀屋橋法律事務所）パートナー就任

平成21年 1月 弁護士法人淀屋橋法律事務所設立に伴ない同法人運営委員就任（現任）

平成21年 6月 当社監査役（現任）

上總康行（かずさ やすゆき）氏

昭和53年 4月 名城大学商学部専任講師、その後、助教授、教授を歴任

平成 3年 3月 京都大学経済学博士の学位取得

平成 8年 4月 京都大学経済学部教授

平成 9年 4月 京都大学大学院経済学研究科教授

平成18年 1月 公認会計士試験委員

平成19年 4月 福井県立大学経済学部教授、京都大学名誉教授（現任）

平成20年 4月 福井県立大学地域経済研究所所長

平成21年 4月 福井県立大学特任教授

平成24年 4月 公益財団法人メルコ学術振興財団代表理事（現任）

平成24年 6月 株式会社メルコホールディングス監査役（現任）

中久保満昭（なかくぼ みつあき）氏

平成 7年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成 7年 4月 あさひ法律事務所入所

平成13年 4月 あさひ法律事務所パートナー就任

平成14年10月 小松・狛・西川法律事務所との合併によるあさひ・狛法律事務所発足に伴ない、
同事務所パートナー就任

平成16年 4月～平成18年 3月

第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長

平成19年 4月 （事務所名改称に伴ない）あさひ法律事務所パートナー（現任）

平成20年 4月～平成21年 3月

第二東京弁護士会常議員

平成22年 5月 株式会社ファンケル買収防衛策導入に伴なう独立委員会委員（現任）

平成24年 4月 独立行政法人国際協力機構（JICA）契約監視委員会委員（現任）

以 上

以 上

株主総会会場のご案内



- (注) 1. JR西大路駅から株主総会会場（当社本店）までの徒歩順路は、「-----」のとおりです。（所要時間約8分）
2. JR西大路駅を出て左折し、歩道橋脇の線路下をお通り下さい。
3. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。